

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年3月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	安曇野市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	109-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1/105703.html

執行機関名 安曇野市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年安曇野市条例第90号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)(2)
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	109	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項 安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年安曇野市条例第90号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)(2)
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第一条	安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年条例第90号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。</p>	<p>この条例は、児童、(障害者)、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって(福祉の増進を図ること)を目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>安曇野市福祉医療費給付金条例(平成17年条例第90号) 安曇野市福祉医療費給付金条例施行規則(平成17年規則第48号)</p>